

令和6年度障害福祉サービス事業者等実地指導実施結果

(令和7年4月1日現在)

実地指導実施事業所 … 18事業所

文書指摘事項の内容等	指摘事業所
【相談支援系】	
○ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。	1
○ 届け出た事項について変更があった場合、10日以内にその旨を届け出ていないので届け出ること。	1
○ アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。	1
○ サービス担当者会議を開催しないままサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成しているケースについて是正すること。	1
○ モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接すること。	1
○ 医療・保育・教育機関等連携加算について、適切に算定していないので、是正すること。	1
○ 機能強化型障害児支援利用援助費を適切に算定していないので是正すること。	1
○ サービス担当者会議実施加算について、要件の確認を行うこと。	1
【居宅系】	
○ 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じていないので是正すること。	1
○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が不十分なので是正すること。	2
○ 居宅介護計画の内容を利用者及びその同居の家族に説明し交付すること。	1
【施設系】	
○ 従業者の配置・勤務状況を把握するための帳簿を整備していないので是正すること。	1
○ 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じていないので是正すること。	3

○ 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じていないので是正すること。	1
○ 適切な方法によりアセスメントを実施していないので是正すること。	1
○ アセスメントに際し、利用者に面接をしていなかったのでは是正すること	1
○ 施設外就労について、個別支援計画に位置付けられていないので是正すること。	1
○ 計画の作成・変更に係る会議を開催し、担当者等からの意見を求めていなかったのでは是正すること	2
○ 個別支援計画を作成した際は、当該利用者に対して指定計画相談支援を行うものに交付すること	2
○ アセスメントに際し、利用者に面接をしていなかったのでは是正すること。	1
○ 欠席時対応加算の算定要件に誤りがあったのでは是正すること	2
【児童通所】	
○ 利用定員を超過して、サービス提供しているので、是正すること。	3
○ 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じていないので是正すること。	1
○ 安全計画を策定し、その内容を通所給付決定保護者及び従業者へ周知すること。定期的に従業者への研修及び訓練を行うこと。	1
○ 自己評価結果等の未公表期間について、算定要件を確認し是正すること。	1
○ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。	1
○ 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていないため、速やかに報告すること。	1
○ 費用の支払いを受けた場合、利用者等に対して領収証を交付すること。	1
○ アセスメントを行い、適切な支援内容の検討をしていないので是正すること。	1
○ 個別支援計画の作成に当たり、通所給付決定保護者及び障害児に対する説明・文書による同意については是正すること。	1
○ 児童発達支援計画を作成した際は遅滞なく当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に交付すること。	1
○ サービス提供の記録について不備があるので是正すること。	2

○ 欠席時対応加算の算定要件の記録が不十分なので是正すること。	2
○ 児童指導員等加配体制加算の算定が不適正なので是正すること。	2
○ 家族支援加算を算定する際はその旨を児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。	1
○ 延長支援加算を算定する際は、その理由及び延長支援時間を児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。	1
○ 家族支援加算の算定要件の記録が不十分なので是正すること。	1
○ 専門的支援実施加算の算定が不適正なので是正すること。	2
○ 福祉専門職員等配置加算(Ⅰ)の算定が不適正なので是正すること。	1

サービス分類

【相談支援系】（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

【居宅系】（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立生活援助、共同生活援助）

【施設系】（生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）

【児童通所系】（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）